

新旧対照表

変更後	変更前
<p>1. 地域再生計画の名称 略</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 略</p> <p>3. 地域再生計画の区域 略</p> <p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>朝倉市は福岡県のほぼ中央部、福岡市の南東約 30km、久留米市の北東約 20km に位置し、東は大分県日田市に接している。市内を西から南東へと貫く国道 386 号から南側は平野、北側は古処山や馬見山をはじめとする 800～1,000m 級の山々が連なり、この山地の中に福岡市など周辺地区への水資源供給の役割を担う江川ダム・寺内ダムがあり、また、現在 3 つ目のダムとして小石原川ダムが建設中である。</p> <p>市域西端部は商工業を中心とした市街地が立地し、市街地から北へ約 5km、市域北西部には旧城下町の秋月地区があり、同地区は「筑前の小京都」と呼ばれ、四季折々の風景を楽しむことができる。</p> <p>また、市域南部には境界にほぼ沿って筑後川が流れ、河川沿いを中心に肥沃かつ平坦な農地を形成しており、さらにその東には山間丘陵地が広がり、ここでは果樹の生産が盛んに行われ、農産品の生産と観光・交流の場として、貴重な地域資源となっている。</p> <p>交通は市域の南側を大分自動車道が走り、甘木、朝倉、杷木の 3 つのインター</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 略</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 略</p> <p>3. 地域再生計画の区域 略</p> <p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>朝倉市は福岡県のほぼ中央部、福岡市の南東約 30km、久留米市の北東約 20km に位置し、東は大分県日田市に接している。市内を西から南東へと貫く国道 386 号から南側は平野、北側は古処山や馬見山をはじめとする 800～1,000m 級の山々が連なり、この山地の中に福岡市など周辺地区への水資源供給の役割を担う江川ダム・寺内ダムがあり、また、現在 3 つ目のダムとして小石原川ダムが建設中である。</p> <p>市域西端部は商工業を中心とした市街地が立地し、市街地から北へ約 5km、市域北西部には旧城下町の秋月地区があり、同地区は「筑前の小京都」と呼ばれ、四季折々の風景を楽しむことができる。</p> <p>また、市域南部には境界にほぼ沿って筑後川が流れ、河川沿いを中心に肥沃かつ平坦な農地を形成しており、さらにその東には山間丘陵地が広がり、ここでは果樹の生産が盛んに行われ、農産品の生産と観光・交流の場として、貴重な地域資源となっている。</p> <p>交通は市域の南側を大分自動車道が走り、甘木、朝倉、杷木の 3 つのインター</p>

チェンジが整備されているほか、国道386号、国道322号などの幹線道路をはじめとする道路網が整備されている。

しかしながら、朝倉市は幹線市道網の整備が遅れており、子どもや高齢者、障害者等の交通安全上の問題、地域住民の日常生活上の利便性、そして地域の豊富な観光資源のネットワーク化がうまくできず大きな課題となっている。

このことから、市道・林道を新設・整備することにより、子どもや高齢者、障害者等が安心して通行でき、地域住民の利便性の向上、そして地域の豊富な観光資源を活かして、地域住民と観光を目的とした来訪者が交流する機会を創ることを目指す。これにより、朝倉市の知名度を向上させ、来訪者を増やすのみならず、定住を促し、経済的基盤を強化し、住民が末永く豊かに暮らせるように「水を育み街を潤す「共生」と「交流」を創るまちづくり」をテーマに地域の再生を図ることとする。

目標1 観光客の増加（観光客数5%増：滞在時間10%増）

目標2 地域住民の交通安全対策の向上（H18住民アンケート結果：交通の安全性満足度30%→40%）

目標3 市内交通の円滑化（観光地間のアクセス改善、ICまでのアクセス改善所要時間：10%短縮）

目標4 森林整備と環境の保護（火災時の消火時間 12%短縮）

目標5 間伐等の森林整備の促進（対象林の整備率10%の促進）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

チェンジが整備されているほか、国道386号、国道322号などの幹線道路をはじめとする道路網が整備されている。

しかしながら、朝倉市は幹線市道網の整備が遅れており、子どもや高齢者、障害者等の交通安全上の問題、地域住民の日常生活上の利便性、そして地域の豊富な観光資源のネットワーク化がうまくできず大きな課題となっている。

このことから、市道・林道を新設・整備することにより、子どもや高齢者、障害者等が安心して通行でき、地域住民の利便性の向上、そして地域の豊富な観光資源を活かして、地域住民と観光を目的とした来訪者が交流する機会を創ることを目指す。これにより、朝倉市の知名度を向上させ、来訪者を増やすのみならず、定住を促し、経済的基盤を強化し、住民が末永く豊かに暮らせるように「水を育み街を潤す「共生」と「交流」を創るまちづくり」をテーマに地域の再生を図ることとする。

目標1 観光客の増加（観光客数5%増：滞在時間10%増）

目標2 地域住民の交通安全対策の向上（H18住民アンケート結果：交通の安全性満足度30%→35%）

目標3 市内交通の円滑化（観光地間のアクセス改善、ICまでのアクセス改善所要時間：10%短縮）

目標4 森林整備と環境の保護（火災時の消火時間 12%短縮）

目標5 間伐等の森林整備の促進（対象林の整備率10%の促進）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

朝倉市は、大分自動車道が縦断し、甘木・朝倉・杷木の3つのICを有しており、また、国道386号・322号が市内を貫いており、大都市圏からのアクセスは容易である。しかし幹線市道網が脆弱であり、また市内の半分以上を山林が占めているため、市道・林道の整備が遅れている。

このため、観光客は「秋月」「原鶴温泉」「キリンビール花園」「フルーツ狩り」等といった観光地のうち一箇所のみ立ち寄る傾向がある。そこで、「市道山田・黒川線」「市道林田・大山線」「市道中原縦断線」の道路拡張、国道322号バイパス開通に伴う「市道小田・平塚・中原線」の交差点改良、「林道十石線」のガードレールや展望休憩所の設置、「林道牟田白石線」の法面保護整備を行うことにより、効率的な道路ネットワークを構築し、地域の豊富な観光資源をネットワーク化することで、観光客数の増加・滞在時間延長を図る。

また、「林道十石線」の防火水槽設置による山火事防止や、「林道高木線」の開設による間伐等の森林整備促進及び消火時間の短縮により森林の保護と環境の改善を図る。

さらに、「市道小田・平塚・中原線」の歩道設置、「市道鬼迫・当正寺線」の交差点の整備、「市道星丸・大山線」の路面整備、「市道牛木南側1号線」の道路拡張、「市道甘木・堤線」の国道までの延伸を行い交通安全対策を向上させる。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

朝倉市は、大分自動車道が縦断し、甘木・朝倉・杷木の3つのICを有しており、また、国道386号・322号が市内を貫いており、大都市圏からのアクセスは容易である。しかし幹線市道網が脆弱であり、また市内の半分以上を山林が占めているため、市道・林道の整備が遅れている。

このため、観光客は「秋月」「原鶴温泉」「キリンビール花園」「フルーツ狩り」等といった観光地のうち一箇所のみ立ち寄る傾向がある。そこで、「市道山田・黒川線」「市道林田・大山線」の道路拡張、「林道十石線」のガードレールや展望休憩所の設置、「林道牟田白石線」の法面保護整備を行うことにより、効率的な道路ネットワークを構築し、地域の豊富な観光資源をネットワーク化することで、観光客数の増加・滞在時間延長を図る。

また、「林道十石線」の防火水槽設置による山火事防止や、「林道高木線」の開設による間伐等の森林整備促進及び消火時間の短縮により森林の保護と環境の改善を図る。

さらに、「市道小田・平塚・中原線」の歩道設置、「市道鬼迫・当正寺線」の交差点の整備、「市道星丸・大山線」の路面整備、「市道甘木・堤線」の国道までの延伸を行い交通安全対策を向上させる。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市町村道；道路法に規定する市道に認定済み。

城線	(昭和61年12月)
小田・平塚・中原線	(昭和61年12月)
小田・平塚・中原線	(昭和61年12月)
鬼迫・当正寺線	(昭和61年12月)
山田・黒川線	(平成20年4月)
林田・大山線	(昭和44年6月)
甘木・堤線	(平成20年4月)
星丸・大山線	(平成20年4月)
<u>牛木南側1号線</u>	<u>(昭和61年12月)</u>
<u>中原縦断線</u>	<u>(昭和61年12月)</u>
<u>小田・平塚・中原線</u>	<u>(昭和61年12月)</u>

・林道 筑後・矢部川地域森林計画書（平成15年策定）に路線を記載。

十石線	(昭和53年4月)
牟田白石線	(昭和52年4月)
高木線	(平成16年4月)

【事業主体】

・市道 朝倉市
・林道 福岡県・朝倉市

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市町村道；道路法に規定する市道に認定済み。

城線	(昭和61年12月)
小田・平塚・中原線	(昭和61年12月)
小田・平塚・中原線	(昭和61年12月)
鬼迫・当正寺線	(昭和61年12月)
山田・黒川線	(平成20年4月)
林田・大山線	(昭和44年6月)
甘木・堤線	(平成20年4月)
星丸・大山線	(平成20年4月)

・林道 筑後・矢部川地域森林計画書（平成15年策定）に路線を記載。

十石線	(昭和53年4月)
牟田白石線	(昭和52年4月)
高木線	(平成16年4月)

【事業主体】

・市道 朝倉市
・林道 福岡県・朝倉市

【施設の種類】

- ・市道
- ・林道

【事業区域】

- ・朝倉市

【事業期間】

- ・市道 平成20年度～平成24年度
- ・林道 平成21年度～平成24年度

【整備量及び事業費】

- ・市道 6.4km、林道 4.1km
 - ・総事業費 3,401,700 千円（うち交付金 1,698,930 千円）
- （内訳）市道 2,598,100 千円（うち交付金 1,299,050 千円）
林道 803,600 千円（うち交付金 399,880 千円）

（5-3）その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「水を育み街を潤す「共生」と「交流」を創るまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的か

【施設の種類】

- ・市道
- ・林道

【事業区域】

- ・朝倉市

【事業期間】

- ・市道 平成20年度～平成24年度
- ・林道 平成21年度～平成24年度

【整備量及び事業費】

- ・市道 5.8km、林道 4.1km
 - ・総事業費 3,266,600 千円（うち交付金 1,631,380 千円）
- （内訳）市道 2,463,000 千円（うち交付金 1,231,500 千円）
林道 803,600 千円（うち交付金 399,880 千円）

（5-3）その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「水を育み街を潤す「共生」と「交流」を創るまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的か

つ一体的に行うものとする。

- ① 地域文化の振興として、文化財の調査・指定、保存をはじめ、学習の場の整備と体験学習の推進や、文化財案内人（ボランティアガイド）の育成、文化財の連携による歴史探訪ルート^①の整備を進める。
- ② 文化施設の整備、市内の教育・文化施設の連携強化により、地域文化の発信と文化交流の推進を図る。
- ③ 公共施設、道路、交通、住宅などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進により、安心して暮らせる地域基盤を整備する。
- ④ 観光情報の一元管理や観光協会などの充実を図る。他市の観光地との相互協力関係を築き、交流、情報交換などにより誘客の促進を図る。
- ⑤ グリーンツーリズムなどの地域資源を生かした体験・交流・滞在型のプログラムについて、関係機関と連携を図りながら情報発信していく。
- ⑥ 小石原川ダム建設に伴い、福岡県が策定する水源地域整備計画に基づき整備を進める。ダム事業周辺地域及び下流域の社会基盤整備に加えて、自然体験・レクリエーション地域の形成を行う。
- ⑦ 空き家情報などの一元管理、定住推進員やU J I ターン相談窓口の設置により、定住を促進する。
- ⑧ バスと鉄道との連携及び高速バスと路線バス・市街地巡回バスの連携といった交通機関の連携強化を図る。

6. 計画期間

略

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

つ一体的に行うものとする。

- ⑨ 地域文化の振興として、文化財の調査・指定、保存をはじめ、学習の場の整備と体験学習の推進や、文化財案内人（ボランティアガイド）の育成、文化財の連携による歴史探訪ルート^②の整備を進める。
- ⑩ 文化施設の整備、市内の教育・文化施設の連携強化により、地域文化の発信と文化交流の推進を図る。
- ⑪ 公共施設、道路、交通、住宅などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進により、安心して暮らせる地域基盤を整備する。
- ⑫ 観光情報の一元管理や観光協会などの充実を図る。他市の観光地との相互協力関係を築き、交流、情報交換などにより誘客の促進を図る。
- ⑬ グリーンツーリズムなどの地域資源を生かした体験・交流・滞在型のプログラムについて、関係機関と連携を図りながら情報発信していく。
- ⑭ 小石原川ダム建設に伴い、福岡県が策定する水源地域整備計画に基づき整備を進める。ダム事業周辺地域及び下流域の社会基盤整備に加えて、自然体験・レクリエーション地域の形成を行う。
- ⑮ 空き家情報などの一元管理、定住推進員やU J I ターン相談窓口の設置により、定住を促進する。
- ⑯ バスと鉄道との連携及び高速バスと路線バスの連携といった交通機関の連携強化を図る。

6. 計画期間

略

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

略

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

略

略

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

略